



佐賀県公報

平成19年
3月20日
(火曜日) 外
号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施

(一二七・畜産課) 一

- 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項

(一二八・林業課) 一

- ○ ○

(一二九・〃) 二

- ○ ○

(一二〇・〃) 三

- ○ ○

(一二一・〃) 三

- ○ ○

(一二二・〃) 四

○告示

○佐賀県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十九年三月二十日

佐賀県知事 古川康

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項に定める方法による。

六 その他

検査対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社（長崎県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二）に委託する。

○佐賀県告示第百二十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第二項の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十九年三月二十日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市の区域内に存する松林のうち次の区域とする。

（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破碎を行うこと。

五 その他必要な事項

松くい虫被害のまん延を防止するため

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第二百二十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十九年三月二十日

佐賀県知事 古川康

(一) 区域

一 区域及び期間
(一) 期間

唐津市、鹿島市、東松浦郡玄海町に存する松林のうち次の区域とする。
〔次の区域〕は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び関係市役所及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行

う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措

置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその

者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分

の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百三十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十九年三月二十日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市の区域内に存する松林の区域のうち次の区域とする。

（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び

唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

平成十九年五月十三日から平成十九年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理す

る者は、当該松林において地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百三十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十九年三月二十日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林の区域のうち次の区域とする。

（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び

唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十九年五月十三日から平成十九年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用した薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百三十二号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号) 第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十九年三月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

県内一円

(二) 期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の(一)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材を含む。)をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため